

配偶者控除の見直しをめぐって

(公財)年金シニアプラン総合研究機構研究主幹・一橋大学名誉教授

高山 憲之

一 問題の所在

二〇一六年九月初旬、安倍首相の肝いりで始まった配偶者控除廃止の働きに、当該控除の恩恵を受けてこなかった共働き世帯は従来とは違って大きな期待感を膨らませていた。しかし、同年の九月下旬、代替案の夫婦控除に突如として逆風が吹いた。そして、同年一〇月初旬、配偶者控除廃止見送りへ与党は方針転換した。さらに、同年一二月八日に与党は二〇一七年度税制改革大綱をとりまとめ、二〇一八年一月から配偶者控除が適用される配偶者の給与収入上限を一〇三万円から一五〇万円に引き上げることとした。夫婦控除への切りかえにより「妻がパートの共働き世帯が大打撃を受ける」あるいは「専業主婦にはまるつきり増税」となることを与党関係者が懸念したと報道されている。また、夫婦控除への移行は「中間所得層への負担増になりか

ねない」あるいは「実質増税となる人の方が人数的に多くなりそう」だ²という報道も一部にあった。過去には「夫婦控除に変わって明らかに得するのは、バリバリキャリアウーマンの共働き世帯だけ」だ³という意見さえあった。ただ、その切りかえを期待していた人たちからは、見送り決定に落胆の声が上がり、期待は萎んでしまった。

右の報道は事実に基づいていると言えるだろうか。特に「パート主婦」負担増」説あるいは「中間所得層」負担増」説や「増税組」多数派」説は科学的根拠を有しているのだろうか。そもそも、夫婦控除への移行により負担増になる世帯はどのようなタイプなのか、そして、その世帯割合はどの程度になるのか、さらに、負担増はどのくらい金額になるのか、専業主婦世帯で負担減となる世帯はないのか。今のところ、このような問いに対する具体的かつ詳細な回答はほとんど用意されていない⁴。

冷静かつ賢明な政策論議を促し、国民の理解を深めるためには、客観的な科学的証拠 (evidence) が不可欠である。配偶者控除見直し問題も、その例外ではない。そこで本稿では、前ページ末尾の問いに回答するために、新たに実施した推計作業の主要な結果を紹介することにす。利用したマイクロデータは二〇一三年に実施された厚生労働省『国民生活基礎調査』である。年収は二〇一二年分であり、所得税も同年の制度を想定した。一方、個人住民税は二〇一三年の制度を前提とした(ただし、均等割部分は無視した)。推計したのは、所得税および個人住民税における配偶者控除を夫婦控除に切りかえる場合の税負担増減効果である。夫婦控除には所得控除方式と税額控除方式の二つがあるので、その双方を別々に取りあつかうことにした。さらに、配偶者控除が適用される配偶者の給与収入上限を一五〇万円に引き上げるケースについても推計した。

推計結果を紹介する前に、配偶者控除に関する基本的事実を整理しておこう。

まず、第一に、所得税の場合、配偶者控除は年額三八万円である。ただし、配偶者の年齢が七〇歳以上になると、その金額は四八万円に水準アップする。

第二に、納税者が一定所得(給与収入の場合は一〇三万円)以下の配偶者を有する場合、その配偶者に課税関係は生じない一方、納税者には配偶者控除が認められている。

給与収入一〇三万円は給与所得控除六五万円と所得税の基礎控除三八万円の合計額に相当する。

第三に、配偶者の給与収入年額が一〇三万円を多少とも超えると、納税者には配偶者控除が適用されない一方、配偶者本人にも課税関係が発生する。その結果、世帯全体の税引後手取り額が減ってしまう。このような手取りの逆転現象を避けるために、就業時間を調整して年間の給与収入を一〇三万円以下にする配偶者(パート就業者)が少なくなかった。このような就業調整は「一〇三万円の壁」と呼ばれている。

第四に、手取りの逆転を解消するために創設されたのが配偶者特別控除である。この特別控除は配偶者の年間給与収入が一〇三万円超一四一万円未満の場合に納税者に適用される。配偶者特別控除が創設された結果、一〇三万円の壁は税制上、存在しなくなった。

第五に、配偶者に年間六五万円超一四一万円未満の給与収入がある場合、配偶者の給与収入に対して、配偶者には基礎控除が、納税者には配偶者控除ないし配偶者特別控除が、二重に認められている。これを「二重の控除」という。この「二重の控除」はパート就業に対する税制上の恩典として機能している。なお、配偶者控除・配偶者特別控除を廃止すると、この二重の控除は消失する。

第六に、基礎控除と配偶者控除を併せて考えると、税制

面で最大の恩恵を享受しているのは、配偶者（妻のケースが大半である）の給与収入が年間六五万円以上一四一万円未満の共働き世帯である。専業主婦世帯や妻が正規の共働き世帯よりも控除額が合計で最大三八万円多くなるからにはかならない（前ページ「二重の控除」）。現行税制は「女性も働いて。ただし、主婦としての役割を疎かにしない範囲内で、ほどほどにね」と言っているに等しい。

第七に、基礎控除と配偶者控除を一体として考えると、現行の所得税は専業主婦世帯を一切、優遇していない。所得税の場合、世帯合計の控除額は、妻が正規（年間給与収入一四一万円以上）の共働き世帯と変わらない七六万円だからである。つまり、「配偶者控除は専業主婦世帯を優遇するシンボルだ」あるいは「配偶者控除は専業主婦化を支援するような制度だ」というのは誤解だ⁷。

本稿の構成は次のとおりである。第二節では、現行制度等に係る基礎データを概観する。第三節では、配偶者控除（配偶者特別控除を含む。以下、同様）廃止に伴う税負担増を推計し、その主要結果を報告する。第四、五節では、配偶者控除を夫婦控除に切りかえる場合に焦点をあて、税負担増減効果の主要内容を紹介する。第六節では、配偶者控除が適用される配偶者の給与収入上限を一五〇万円へ引き上げるケースに着目し、推計の結果として得られた主要なポイントを解説する。第七節で残された課題を述べる。

二 現行制度等に係る基礎データ

世帯区分別の世帯数およびその分布は表1のとおりである。さらに、世帯年収の平均値は五〇〇万円弱、中央値四〇〇万円であった。妻の働き方別にみた世帯年収の中央値は、正規が七八〇万円弱で最も高く、次いで非正規六〇〇万円弱、専業主婦世帯五八〇万円強の順であった。

次に、所得税負担額の平均値は一八万四〇〇円、中央値五万六〇〇円であった。一方、個人住民税負担額（所得割部分のみ）の平均値は二〇万円、中央値一二万一〇〇円であり、いずれも所得税負担額を上回っていた。所得税負担額が個人住民税負担額より多くなるのは、平均値ベースで世帯年収一三〇〇万円以上であった。

そして、夫婦一組世帯における夫と妻の年間収入は表2のようになっていた。すなわち夫の年間収入の平均値は四五〇万円、中央値三八〇万円、妻の年間収入は平均値一六万円、中央値七二万円であった。なお、妻の収入の方が夫のそれより多いケースは全体として一％となっており、妻の年収は三一〇万円、夫のそれは一五六万円（いずれも平均値）であった。

表1 現行制度等に係る基礎データ

世帯区分	世帯数 (万世帯)	世帯構成 (Col.%)	世帯年収		所得税		個人住民税	
			平均値 (万円)	中央値 (万円)	平均値 (万円)	中央値 (万円)	平均値 (万円)	中央値 (万円)
合計	5282	100	497	400	18.4	5.6	20.0	12.1
24歳以下	228	4	149	90	2.4	0.0	5.1	0.0
25-34歳	622	12	417	400	11.3	7.5	18.0	15.6
35-44歳	878	17	541	500	21.9	10.2	25.2	20.9
45-54歳	829	16	664	613	30.5	11.8	30.4	23.7
55-64歳	1069	20	572	457	22.8	6.0	23.3	13.3
65-74歳	910	17	451	336	13.9	1.7	13.8	4.5
75歳以上	745	14	378	277	10.9	0.9	11.2	2.8
0万円	117	2	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
1-99万円	433	8	61	64	0.0	0.0	0.1	0.0
100-199万円	644	12	148	150	0.5	0.0	1.3	0.0
200-299万円	704	13	247	246	2.2	1.8	4.9	4.4
300-399万円	707	13	345	344	4.1	4.1	9.1	9.2
400-499万円	610	12	444	444	7.2	7.1	14.8	15.2
500-599万円	462	9	544	543	10.7	9.7	19.9	20.6
600-699万円	370	7	644	643	15.0	13.6	25.3	26.0
700-799万円	309	6	744	742	21.4	18.3	31.4	32.2
800-899万円	243	5	842	840	28.7	24.3	37.5	38.4
900-999万円	175	3	946	944	37.8	29.9	44.0	44.9
1,000万円以上	509	10	1,422	1,231	112.6	59.7	79.8	63.6
(再掲)夫婦1組世帯	2967	56	629	539	24.7	8.4	25.9	18.1
うち正規	392	7	841	776	28.7	16.9	38.0	32.6
うち非正規	759	14	654	597	21.6	9.3	25.6	20.1
うち専業主婦	677	13	646	581	27.0	12.1	29.0	23.5

注：年齢は世帯主の年齢、世帯収入は世帯における課税対象の年収合計、正規・非正規・専業主婦は妻の就業状況（2013年『国民生活基礎調査』）

表2 夫婦1組世帯における夫と妻の年間収入

年齢区分	世帯数 (万世帯)	夫の収入		妻の収入	
		平均値 (万円)	中央値 (万円)	平均値 (万円)	中央値 (万円)
合計	2967	450	380	116	72
24歳以下	18	275	260	49	0
25-34歳	294	420	402	109	32
35-44歳	548	530	500	113	36
45-54歳	523	607	600	141	85
55-64歳	675	473	380	119	70
65-74歳	566	333	260	108	80
75歳以上	343	269	240	96	78

注：年齢は世帯主の年齢（2013年『国民生活基礎調査』）

三 配偶者控除廃止に伴う税負担の増減

前述したように、所得税における配偶者控除は年額三八万円である。配偶者の年齢が七〇歳以上になると、その金額は四八万円にアップする。一方、個人住民税の場合、それぞれ三三万円、三八万円となっている。

この配偶者控除（配偶者特別控除込み。以下、同様）

を廃止すると、各世帯の税負担はどのように変わるのか。本稿では、所得税および個人住民税の双方で、同時に配偶者控除を廃止するケースを想定した。

推計結果によると、所得税負担は年間で七二〇〇億円増となる。税負担が増えるのは世帯全体(約五三〇〇万世帯)のうち約三八% (約二〇〇〇万世帯)、平均で年間三万六〇〇〇円の負担増となる。一方、個人住民税(所得割部分のみ)の負担増は全体として年間六六〇〇億円と見込まれ、世帯全体のうち約三九% (二一〇〇万世帯) で税負担が増える。その負担増は平均で年間三万二〇〇〇円である。所得税と個人住民税の双方で配偶者控除を同時に廃止する場合、全体として三九%の世帯が増税となる(表3参照)。

増税世帯における負担増は平均で年間六万七〇〇〇円と推計された。増税組が比較的多いのは、妻が専業主婦あるいは非正規で就業しているケースであり、世帯年収四〇〇万円以上一〇〇〇万円未満の世帯である。逆に言うと、配偶者控除で税制上の恩恵を享受しているのは、この増税組にほかならない。

なお、配偶者控除を廃止しても、全体として六一%の世帯では税負担に変わりがない。配偶者控除の適用がない無配偶者、妻が正規就業中の共働き世帯、さらには低所得層、若年層の大半、高齢者の多くが、その例である。

表3 配偶者控除(配偶者特別控除込み)の廃止

世帯年収	世帯構成 (Col. %)	税負担の純増減						
		世帯割合(Row %)				純増減(平均年額、万円)		
		合計	負担減	0	負担増	合計	負担減	負担増
合計	100	100	0	61	39	2.6	-	6.7
0万円	2	100	0	100	0	0.0	-	-
1-99万円	8	100	0	99	1	0.0	-	3.2
100-199万円	12	100	0	92	8	0.3	-	3.9
200-299万円	13	100	0	73	27	1.2	-	4.5
300-399万円	13	100	0	50	50	2.5	-	5.0
400-499万円	12	100	0	48	52	2.8	-	5.4
500-599万円	9	100	0	43	57	3.4	-	6.0
600-699万円	7	100	0	44	56	3.8	-	6.7
700-799万円	6	100	0	42	58	4.6	-	8.0
800-899万円	5	100	0	44	56	4.8	-	8.7
900-999万円	3	100	0	42	58	5.3	-	9.1
1,000万円以上	10	100	0	50	50	5.4	-	10.8
(再掲)夫婦1組世帯	56	100	0	34	66	4.4	-	6.6
うち正規	7	100	0	80	20	1.2	-	6.0
うち非正規	14	100	0	30	70	4.6	-	6.6
うち専業主婦	13	100	0	26	74	5.0	-	6.7

注：正規・非正規・専業主婦は妻の就業状況(2013年『国民生活基礎調査』)

四 所得控除方式の夫婦控除に移行するケース

次に所得税および個人住民税において配偶者控除を同時に廃止し、夫婦のうち収入の多い方にそれぞれ同額の夫婦控除（所得控除方式）を導入するケースについて、税負担の増減を推計してみた。その際、税込立に限りなく近くなるようにするため、夫婦控除に所得制限を設けることとした。夫婦控除が適用される所得は所得税の場合、夫の年収八〇〇万円（所得六〇〇万円）まで、個人住民税の場合、夫の年収六〇〇万円（所得四二六万円）まで、とそれぞれ計算された。

この場合、全体として七一%の世帯（三七五〇万世帯）で税負担に変化は生じない。税負担増となるのは世帯全体の一四%（七四〇万世帯）、税負担減一五%（七九〇万世帯）であり、税負担減となる世帯の方が税負担増となる世帯より若干ながら多い。負担増組の増税額は平均で年間五万六〇〇〇円、負担減組の減税額は五万円と推計された。世帯年収別にみると、年収四〇〇万円以上七〇〇万円未満の中間所得層では減税組の方が増税組より世帯数が多い一方、年収七〇〇万円以上では逆に増税組の方が減税組より世帯数が多い。また、妻が正規で就業している共働き世帯では、そのほぼ四分の三が税負担減となる。他方、専業主婦世帯では、三六%の世帯（二四〇万世帯）が税負担増、六%（四一萬世帯）の世帯が税負担減となるので、増税組が減税組を世帯数で圧倒している。なお、妻が非正規で就業している共働き世帯の場合、税負担が増えるのは二二%、税負担が減るのは三〇%となっており、負担減となる世帯の方が多い。

所得控除方式の夫婦控除に配偶者控除を切りかえると、減税効果は高所得世帯ほど大きくなる。ちなみに、世帯収入三〇〇万円台では減税額は三万八〇〇〇円、収入一〇〇万円以上では減税額は六万円（いずれも年平均）である。この問題を避けようとするれば、カナダで実施されている税額控除方式の夫婦控除に切りかえればよい。

五 夫婦税額控除に移行するケース

そこで、さらに、所得税と個人住民税の双方において所得制限つき夫婦税額控除に同時移行するケースについても推計してみた。すなわち、まず所得税では夫の年収六七〇万円以下の世帯に三万八〇〇〇円の夫婦税額控除を、個人住民税では夫の年収六〇〇万円以下の世帯に三万三〇〇〇円の夫婦税額控除をそれぞれ適用する制度に現行制度から移行すると仮定した。配偶者控除を廃止し、このような制度に移行しても、全体として五八%（三一〇〇万世帯）の世帯では税負担に変化が生じない（表4参照）。税負担

が減るのは世帯全体の三〇%（一六〇〇万世帯）であり、負担減は平均で年間三万四〇〇〇円と推計された。一方、税負担が増えるのは世帯全体の一二%（六三〇万世帯）、負担増は平均で年間八万七〇〇〇円である。負担減組が負担増組を世帯数で圧倒していることになる。

世帯年収別にみると、一〇〇万円以上七〇〇万円未満の中低所得層では負担減組の方が負担増組より多い。他方、世帯年収九〇〇万円以上では逆に負担増組の方が負担減組を世帯数で上回っている。さらに、妻が正規で就業している共働き世帯の場合、七〇%（二七〇万世帯）の世帯が税負担減となる。妻が非正規で働いている世帯でも五四%（四一〇万世帯）が、専業主婦世帯でも四二%（二八〇万世帯）の世帯がそれぞれ税負担減となり、いずれも減税組が多数派となっている。ただし、妻が非正規で就業している世帯では世帯年収が八〇〇万円以上になると、負担増組が負担減組より多くなる。専業主婦世帯でも世帯年収六〇〇万円以上となると、負担増組が負担減組を世帯数で圧倒する。

負担増減の概要は右のとおりであり、それによって家族のあり方が劇的に変わるとは考えにくい。ちなみに、夫婦税額控除方式を実施しているカナダで家族のあり方が大きく変化したという話があるのだろうか。

税込中立を貫くかぎり一部に負担減世帯が生じる一方、

表4 夫婦税額控除への移行

世帯年収	世帯構成 (Col. %)	税負担の純増減						
		世帯割合 (Row %)				純増減 (平均年額、万円)		
		合計	負担減	0	負担増	合計	負担減	負担増
合計	100	100	30	58	12	0.0	-3.4	8.7
0万円	2	100	0	100	0	0.0	-	-
1-99万円	8	100	0	100	0	0.0	-	-
100-199万円	12	100	6	94	0	-0.1	-2.2	-
200-299万円	13	100	19	79	2	-0.4	-2.0	0.4
300-399万円	13	100	44	53	3	-0.9	-2.0	0.4
400-499万円	12	100	55	44	1	-1.3	-2.5	1.4
500-599万円	9	100	45	52	4	-1.4	-3.5	3.0
600-699万円	7	100	42	38	20	-0.7	-4.4	5.5
700-799万円	6	100	42	22	36	0.9	-5.1	8.6
800-899万円	5	100	41	20	39	1.6	-5.3	9.7
900-999万円	3	100	37	21	42	2.2	-5.3	10.0
1,000万円以上	10	100	24	37	39	3.2	-5.3	11.4
(再掲)夫婦1組世帯	56	100	50	30	20	0.1	-3.3	8.8
うち正規	7	100	70	25	4	-3.7	-5.8	8.1
うち非正規	14	100	54	23	23	0.2	-3.3	9.0
うち専業主婦	13	100	42	22	36	2.6	-2.1	9.8

注：表3と同じ

負担増となる世帯の発生も避けられない。社会を支える側に回っている余力のある世帯に、もう一肌、脱いでもらうことになる。

要約しよう。配偶者控除を夫婦税額控除に切りかえると、①現行制度における二重の控除が消失し、働き方に中立な税制が実現する、②税の負担減は大半の共働き世帯や中低所得層の専業主婦世帯に及ぶ、③妻が非正規で就業中の高所得世帯あるいは高所得層の専業主婦世帯は総じて負担増となる、そして、④全体として負担減組が負担増組を世帯数で圧倒する。

六 二〇一七年度税制改正法による税負担の増減

二〇一七年三月二十七日に可決・成立した二〇一七年度税制改正法では、所得税における配偶者控除三八万円の対象となる配偶者給与収入の上限を一〇三万円から一五〇万円に引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないように配偶者特別控除も見直すことになった。同時に、税収中立とするため、配偶者控除が適用される納税者所得に新たな制限（給与収入一一二〇万円から逡減、一二二〇万円が消失）が設けられる。このような配偶者控除の見直しが実施されるのは所得税が二〇一八年一月から、個人住民税は二〇一九年度からである。そこで本稿では、この見直し

表5 2017年度税制改正法による税負担の増減

世帯年収	世帯構成 (Col. %)	税負担の純増減						
		世帯割合 (Row %)				純増減 (平均年額、万円)		
		合計	負担減	0	負担増	合計	負担減	負担増
合計	100	100	6	92	1	0.0	-3.1	12.3
0万円	2	100	0	100	0	0.0	-	-
1-99万円	8	100	0	100	0	0.0	-	-
100-199万円	12	100	0	100	0	0.0	-	-
200-299万円	13	100	1	99	0	0.0	-1.8	-
300-399万円	13	100	4	96	0	-0.1	-2.8	-
400-499万円	12	100	8	92	0	-0.2	-2.6	-
500-599万円	9	100	12	88	0	-0.3	-2.7	-
600-699万円	7	100	13	87	0	-0.4	-2.9	-
700-799万円	6	100	14	86	0	-0.4	-3.2	-
800-899万円	5	100	12	88	0	-0.5	-3.9	-
900-999万円	3	100	11	88	0	-0.4	-3.7	-
1,000-1,099万円	3	100	8	91	1	-0.3	-3.7	3.8
1,100-1,199万円	2	100	12	80	8	-0.1	-4.0	5.3
1,200-1,299万円	1	100	11	74	15	0.7	-4.4	8.1
1,300-1,399万円	1	100	10	69	21	2.3	-3.2	12.6
1,400-1,499万円	1	100	7	73	21	2.5	-3.4	13.2
1,500万円以上	2	100	5	66	29	4.4	-3.7	15.7
(再掲)夫婦1組世帯	56	100	10	88	3	0.0	-3.1	12.3
うち正規	7	100	12	88	0	-0.3	-3.0	7.8
うち非正規	14	100	20	77	2	-0.3	-3.0	10.8
うち専業主婦	13	100	3	93	4	0.4	-3.3	12.5

注：表3と同じ

が二〇一二年一月から実施されたと仮定し、その増減税効果についても推計してみた。

全体として、九二%の世帯では税負担に増減がない（表5参照）。税負担減となるのは世帯全体の六%（三二〇万世帯）であり、負担軽減額は平均で年間三万一〇〇〇円である。一方、税負担が増えるのは世帯全体の約一・五%（八〇万世帯弱）、負担増は平均で年間一二万三〇〇〇円と推計された。負担減組の中核は妻が非正規で就業している世帯年収四〇〇万円以上一二〇〇万円未満の共働き世帯が占めている。一方、負担増は世帯年収一二〇〇万円以上の高所得層に集中している。

要するに、二〇一七年度税制改正法は現行のパート主婦特権を中間所得層に限って拡大・強化する性格を有している。それは政府の大方針である働き方に中立な税制の実現に逆行する一方、年収一〇三万円以下のパート主婦や中低所得層の専業主婦世帯には減税効果が全く及ばない。妻が正規で働いている共働き世帯は税制上、差別されたままである。そして、減税分のツケは世帯年収一二〇〇万円以上の高所得層に回される。

七 結びに代えて

本稿では、配偶者控除から夫婦控除への切りかえを所得

税と個人住民税の双方で同時に実施した場合に税負担がどのように変わるかを推計してきた。そして、本稿の冒頭で紹介した、夫婦控除への移行に関する「増税組」多数派」説と「中間所得層」負担増」説が、いずれも誤報であることを明らかにした。

現行の配偶者控除は、妻の働き方に中立的な制度ではない。妻の働き方に中立な制度にするための有力な一案は夫婦税額控除への移行である。本稿における推計が、妻の働き方に中立な制度を実現するための一助になることを願っている。

与党は一七年度税制改正大綱の中で、配偶者控除見直しを今後も継続し、ゼロ税率や税額控除方式などの導入を検討するとしている。客観的な科学的証拠を踏まえながら、働き方に中立的な税制実現という改革の原点に立ち返った検討が進むことを期待したい。

なお、本稿では推計にあたり、配偶者控除を見直しても、妻の就業内容は変わらないと想定している。社会保険における一三〇万円の壁や週三〇時間の深い河、さらには配偶者手当の存在、そして保育園不足等が女性の行く手を遮っていると考えたからである。

参考文献

伊田賢司（二〇一四）「配偶者控除を考える」『立法と調

査』三五八、一二月号。

小澤善哉 (二〇一六) 「誤解で廃止?—配偶者控除」 Yahoo Japan ニュース、九月二三日。 <http://bylines.news.yahoo.co.jp/ozawazanya/20160923-00062425/>

是枝俊悟 (二〇一六) 「配偶者控除改正で家計と働き方はどう変わる?」大和総研・税制A to Z、九月二七日。

財務省 (二〇一六) 「説明資料・所得税①」税制調査会、九月一五日。

土居文朗 (二〇一六) 「配偶者控除見直しで焦点となる増減税の境目」東洋経済ONLINE、九月五日号。 <http://toyokeizainet/articles/-/134480>

松浦民恵 (二〇一四) 「配偶者控除は見直しを」ニッセイ基礎研究所、研究員の眼、五月一四日。

注

1 朝日新聞「所得税改革、財務省の誤算」(奈良部健、久木良太の両氏による署名記事)、二〇一六年一〇月五日。

2 お金課報部「配偶者控除の廃止見送り!? 騒動のまとめ」二〇一六年一〇月一一日。 <http://www.y-chohobu.com/archives/1188>

3 福一由紀「配偶者控除→夫婦控除って誰トク??」二〇一四年十二月二一日。 <http://fukuichi-yukihatenablog.com/entry/2014/12/21/173136>

4 例外として土居 (二〇一六) は、日本家計パネル調査

(JHPS) を用いて、所得税が税込中立となる三万円前後の夫婦税額控除へ移行した場合に増減税の境目がどの程度の世帯年収になるかを推計した結果を要点のみ報告している。さらには是枝 (二〇一六) は、税込中立のもと現役世代だけが夫婦税額控除に移行する五案について夫婦の年収組みあわせ一六九通りのモデルを想定し、手取りの増減を試算した。そして、たとえば所得制限を設定しない場合、税額控除は所得税で二万六〇〇〇円、住民税で一萬九〇〇〇円となると報告している。

5 『国民生活基礎調査』のマイクロデータに関する目的外使用については、二〇一六年五月三一日付け厚生労働省発統〇五三一第二号で承認を受けた。

6 本稿では専業主婦を「夫が被用者であり、かつ、収入を伴う仕事をしていない家事専業の妻」と定義している。

7 財務省 (二〇一六: 四三頁)、小澤善哉 (二〇一六) 参照。なお、配偶者控除見直し論議の中に「働く女性」対「専業主婦」という「女・女対立」の構図を持ち込むことは妥当とは言えない。松浦 (二〇一四) 参照。

8 ここで「所得」は給与所得控除・公的年金等控除・青色申告控除、の三控除適用後の所得である。

9 財務省 (二〇一六: 四九頁) によると、所得税納税者の六割近く (過半数) が適用税率5%となっている (二

○一六年度予算ベース)。適用税率5%の場合、配偶者控除廃止に伴う増税分は三八万円×5%＝一万九〇〇〇円である一方、二万七五〇〇円の税額控除が適用されるので、全体として八五〇〇円の負担減となる。なお、税額控除に伴う負担減は原則として、世帯収入の多寡にかかわらず二万七五〇〇円となり、変わらない。

10 ただし、個人住民税だけに限定すると、負担増組一五%、負担減組一二%となっており、負担増となる世帯の方が多い。とくに世帯年収七〇〇万円以上の中高所得層では、その傾向が強い。これは、夫の年収六〇〇万円までの所得制限が作用した結果である。

11 所得階層がほぼ同じであるのにも拘わらず、減税組と増税組に分かれるのは、夫婦間で年収組みあわせが異なったり、事業所得や雑所得さらには所得控除額が世帯によって違ったりするからである。

